

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 宮川水系の減災に係る取組方針

平成 28 年 10 月 17 日

三重四川災害対応連絡会宮川委員会

伊勢市、玉城町、三重県県土整備部、三重県伊勢建設事務所、
三重県松阪建設事務所、気象庁津地方气象台、
国土交通省三重河川国道事務所

目 次

1. はじめに	1
2. 委員会の構成	3
3. 宮川流域の概要と主な課題	4
4. 現状の取組状況と課題	6
5. 減災のための目標	9
6. 概ね5年間で実施する取組	10
7. フォローアップ	12

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通大臣から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

宮川水系においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 1 市 1 町（伊勢市、玉城町）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会（以下「連絡会」という。）宮川委員会（以下「委員会」という。）を開催し、減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

宮川流域は、日本有数の多雨地帯である大台ヶ原が源流にあることから、年平均降水量は山間部で 3,400mm 以上、平野部で約 2,000～2,500mm となる。

その地形は、上流域は概ね紀伊山地によって占められており、中流域に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、中流から河口部にかけて三角州が広がる。下流部は低平地が広がっており、一度堤防決壊による氾濫が起これば、氾濫流が拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流による家屋の倒壊・流失等の可能性があり、甚大な被害が発生するリスクを有している。

このような特性を有する宮川は、古くから洪水災害を受けてきており、これまでも昭和 49 年 7 月の七夕災害や昭和 57 年 8 月の台風第 10 号、平成 16 年 9 月の台風第 21 号においても浸水被害が発生したところである。

宮川では、昭和 49 年 7 月洪水の甚大な浸水被害を契機として、直轄河川改修事業が始められた。その後、平成 19 年 11 月に「宮川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 27 年 11 月に「宮川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、勢田川においては直轄河川激甚災害対策特別緊急事業により、浚渫や引堤、護岸整備が行われ、勢田川防潮水門・排水機場も完成している。平成 16 年 9 月洪水により、無堤地区での浸水被害を解消することを目的とした床上浸水対策特別緊急事業も実施され、築堤護岸及び河道掘削等が完成しているなど、治水事業が鋭意進められてきたところであるが、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めないところである。

委員会では、こうした宮川水系の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難、より効果的な水防活動、浸水を一日も早く解消するための排水

対策等、大規模氾濫時の減災対策として、平成 32 年度までに各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、その結果を「宮川水系の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 平成 28 年度中に公表予定の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図における、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。
- 下流部での沿川の低平地では堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性があるため、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、避難勧告の発令等に着目したタイムラインを策定のうえ、タイムラインに基づくより実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 洪水を安全に流下させるための堤防整備等に加え、危機管理型ハード対策として堤防天端の保護等に取り組む。

委員会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は、連絡会規約第 3 条を根拠として委員会において作成したものである。

(※委員会で対象とする宮川水系とは、一級水系宮川のうち、宮川、大湊川、五十鈴川、勢田川の大管管理区間に係るものを示す。)

2. 委員会の構成

委員会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
伊勢市	市長
玉城町	町長
三重県 県土整備部施設災害対策課	課長
伊勢建設事務所	事務所長
松阪建設事務所	事務所長
気象庁津地方气象台	台長
国土交通省三重河川国道事務所	事務所長

3. 宮川流域の概要と主な課題

(1) 宮川流域の概要と氾濫特性

宮川水系は、三重県の南部に位置し、大内山川等の支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し、伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 91km、流域面積 920km² の一級河川である。

氾濫域には、三重県伊勢市、玉城町の 1 市 1 町があり、伊勢自動車道、一般国道 23 号、近鉄山田線、JR 参宮線等のこの地方の根幹をなす交通網が発達しており、これらの整備に伴って海岸地域における工業立地や、年間 800 万人以上が訪れる伊勢神宮を核とした観光地化が進んでいる。また、古くから伊勢神宮との関わりが深く、神宮につながる渡し跡も残り、勢田川沿いの問屋街は、歴史的構造物を保存したまちづくりが進められており、宮川下流部には複数の土木遺産が現存するなど、この地域における社会・経済の中核が拡がり、文化の基盤を成している。

一方、宮川流域の地形は、上流域は概ね紀伊山地によって占められており、1,000m を超える標高の山々に囲まれており、中流域に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、下流域は JR 参宮線宮川橋付近から河口部にかけて三角州が広がり本川内にも特徴的な中州がある。下流部は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があり、甚大な被害が発生するリスクを有している。

また、宮川流域は、日本有数の多雨地帯である大台ヶ原が源流にあることから、年平均降水量は山間部で 3,400mm 以上、平野部で約 2,000~2,500mm となることから古くから洪水災害が発生してきた。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

○昭和 49 年 7 月 7 日洪水（台風第 8 号及び集中豪雨（七夕災害））

雨量は三重県南部で 300~500mm に達した。大台山系には連続降雨 850mm 以上、さらにこの地域に端を発する水系に局地的な豪雨をもたらし、伊勢市周辺を中心に浸水被害、山・崖崩れが発生した。7 日に勢田川が氾濫し、伊勢市の広域が浸水した。被害は、浸水面積約 3,100ha、被災家屋約 14,000 戸であった。

○昭和 57 年 8 月洪水（台風第 10 号）

宮川観測所で総雨量 580mm 以上の大雨があり、伊勢市を中心に被害が発生した。被害は、浸水面積約 1,000ha、被災家屋約 2,500 戸であった。

○平成 16 年 9 月洪水（台風第 21 号）

宮川村（現 多気郡大台町）では 1 時間に 139mm の猛烈な雨を観測した。また、宮川雨量観測所でも、最大時間雨量 119mm、総雨量 753mm を記録した。基準地点の岩出で昭和 50 年の観測開始後最高水位である 10.16m を記録し、中島・大倉地区の無堤地区で越水し、洪水被害は被災家屋約 300 戸、浸水面積約 200ha であった。

(3) 宮川の現状と課題

宮川水系での本格的な治水事業は、昭和13年8月洪水を契機として、三重県が岩出から下流の中小河川改修工事に着手した。その後、昭和49年7月洪水を契機に、昭和50年に一級河川の指定を受け、直轄河川改修事業が始められた。その後、平成19年11月に「宮川水系河川整備基本方針」が策定され、平成27年11月に「宮川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、昭和32年に宮川ダムが完成し、昭和49年7月洪水の被害が甚大であった勢田川については、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が実施され、浚渫や引堤、護岸整備等が行われ勢田川防潮水門・排水機場も完成している。また、平成6年9月洪水、平成16年9月洪水で中流部右岸側の無堤地区で浸水被害が発生したが、浸水被害を解消することを目的とした床上浸水対策特別緊急事業により築堤護岸や河道掘削等が実施され、洪水被害の軽減が図られてきている。また、宮川、五十鈴川、勢田川の河口部では、昭和28年9月の台風第13号による高潮災害を受け、高潮対策事業が実施されたが、昭和34年9月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾高潮対策事業を三重県が実施した。平成15年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに大湊川において堤防の耐震対策が実施されてきている。

こうした治水事業の現状と過去の被害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される被害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生など、被害リスクが地域住民に十分に認知されていないため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 下流部の低平地では、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模被害を想定した排水計画の作成等が必要である。

以上の課題を踏まえ、宮川水系の大規模被害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

宮川水系における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○ 宮川において、計画規模の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所のホームページ等で公表している。	A
	● 浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	B
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	
避難勧告、避難指示の発令基準	○ 市町は、避難勧告、避難指示の発令に関する基準に基づき発令。	C
	● 避難勧告発令等の判断、伝達マニュアルの見直しが必要となっている。	
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	D
	○ 指定緊急避難所をハザードマップに安全度ランクを付けている。	
	● 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図により浸水エリアが更新されるため、指定緊急避難場所の安全度の見直しが必要。	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難勧告等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。	E
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	
	● 高齢者等は、メール、最新システム等の利用が難しい。防災無線も台風時は暴風や豪雨により聞き取りにくいことから、自ら避難情報を取得してもらえよう啓発が必要である。	

避難誘導體制	○ 市町職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	F
	● 避難対象区域の規模が大きい地区は、消防団、職員の人数も限られており、現場での呼びかけだけは避難誘導が困難である。	
	● 避難誘導の体制は確立されているが、これに即した避難訓練が未実施であるため、訓練の充実を図る必要がある。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHK等を通じて住民に周知している。	G
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」のURLやQRコードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されているとは限らない。	
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市町職員、消防団が巡視を実施している。	H
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、水防に関する知識を有しているとは限らない。	
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	I
	○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	J
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備等を実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	K

5. 減災の為の目標

委員会で概ね5年（平成32年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間（平成32年度まで）で達成すべき目標】

宮川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表	A	H28 年度中 三重河川国道
・ 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表	A	H28 年度中 三重河川国道
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	県管理区間の洪水浸水想定区域図作成後に実施 市町
・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施 市町
・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	マニュアル改訂後、必要に応じて検討 市町
・ 小学生も理解しやすいテキストを作成し、学校等における水災害教育の実施	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・ 要配慮者の避難計画の策定及び訓練の促進	D,E,F	引き続き実施 三重河川国道、市町
・ 防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町

2) 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 情報伝達、避難計画等に関する事項		
・ 避難勧告の発令等に着目したタイムラインの策定	C	H29 年度出水期までに実施 三重河川国道、津地方気象台、県、市町
・ タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	C	H29 年度 三重河川国道、市町
・ H28 年度中に公表予定の想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し	C	必要に応じて実施 市町
・ 避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討	C	必要に応じて実施 市町
・ 水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	必要に応じて実施 市町
・ 情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、津地方気象台、県、市町
・ 三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・ 報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラートを用いた情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
■ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項		
・ 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施 三重河川国道、県、市町

・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	引き続き実施	市町
--	---	--------	----

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 市町
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換	G	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、市町
・重要水防箇所など水害リスクの高い箇所を消防団と共同点検	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、津地方気象台、県、市町
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育（水防工法の伝承、安全教育）を実施。	G,H,I	引き続き実施 三重河川国道、市町
・消防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や量水表等の設置	G	引き続き実施 三重河川国道
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信（再掲）	B,E,G	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項		
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した三重河川国道事務所管内排水計画を作成	J	H29年度から検討実施 三重河川国道
・排水計画に基づく排水訓練の実施	J	H30年度～ 三重河川国道、県、市
・堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	J	引き続き実施 三重河川国道
・施設・庁舎の耐水化	J	必要に応じて実施 三重河川国道、県
・水害BCP(事業継続計画)の作成	J	必要に応じて検討 三重河川国道、県、市町
■ダムの危機管理型の運用方法の高度化		
・下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用	-	引き続き実施 宮川ダム

4) 河川管理者が実施するハード対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及びアスファルトによる天端の保護を行う危機管理型ハード対策の実施	K	H32年度 三重河川国道

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する委員会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、委員会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

宮川圏域県管理河川における 水防災意識社会の再構築に向けた取組

平成30年5月18日

宮川圏域県管理河川水防災協議会

伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所
三重県松阪地域防災総合事務所、三重県南勢志摩活性化局
三重県松阪建設事務所、三重県伊勢建設事務所

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	2
3. 目的	3
4. 概ね5年間で実施する取組	4
5. フォローアップ	10

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生しました。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。この答申を受け、平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示されました。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、東北・北海道の中小河川において甚大な被害が発生しており、県管理河川についても水防災意識社会の再構築に向けた取組を進めることが喫緊の課題となりました。

これらのことから、宮川圏域県管理河川について、地域住民の安全・安心を担う伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、気象庁津地方气象台、三重県、（オブザーバー：国土交通省三重河川国道事務所）が「宮川圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

協議会では、宮川圏域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえた迅速かつ円滑な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策について各構成機関の役割分担や実施時期を示す「宮川圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」（以下「取組」という。）をとりまとめました。

今後は、毎年出水期に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしています。

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
伊勢市	市長
多気町	町長
大台町	町長
玉城町	町長
度会町	町長
大紀町	町長
南伊勢町	町長
気象庁津地方気象台	台長
国土交通省三重河川国道事務所	所長
三重県 松阪地域防災総合事務所	所長
南勢志摩地域活性化局	局長
松阪建設事務所	所長
伊勢建設事務所	所長

3. 目 的

協議会開催の目的

平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風第 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大水害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっています。

本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものとするを目的とします。

目的達成のための取組項目

今後概ね 5 年間で以下の項目に取り組みます。

- 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 2) 的確な水防活動のための取組
- 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

4. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりです。

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
1	【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるよう、避難勧告等の発令につながる危険水位等の情報を県と市町が共有する。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	毎年、継続して実施	三重県 伊勢市 多気町 大台町 玉城町 度会町 大紀町
	・洪水時に市町長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するホットラインを運用する。		平成29年度から実施	三重県 伊勢市 玉城町 度会町 大紀町
2	【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・避難勧告等の適切な発令をはじめ、関係機関が適時的確な防災行動を判断・実施し、台風等に伴う洪水による被害を最小化する水害対応タイムラインを作成する。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	平成31年 出水期前までに水害対応タイムラインを作成	三重県 伊勢市 玉城町 度会町 大紀町
3	【水害危険性の情報共有】 ・市町が洪水被害等の危険性を意識している河川について、水害危険性（浸水状況等）を確認・周知する。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	随時実施	三重県 伊勢市 大台町 玉城町 度会町 大紀町

4	<p>【隣接市町による避難場所の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所を収容できない場合などにおいては、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 	全ての地区	平成 33 年度までに実施	伊勢市 多気町 大台町 度会町 大紀町 南伊勢町 (実施済み)
5	<p>【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な避難行動をとれるように避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。 	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	平成 31 年度までに実施	三重県 伊勢市 大台町 度会町
6	<p>【想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図を作成・公表し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 浸水想定区域図の作成意図やその内容や活用方法について市町に理解してもらい、資料を提供する。 	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	平成 30 年度に実施	三重県
7	<p>【内水浸水想定区域図の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 	宮川 五十鈴川 大堀川 外城田川	平成 33 年度までに実施	伊勢市 多気町 大台町 玉城町 度会町
8	<p>【洪水ハザードマップの作成・配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	平成 31 年度までに実施	伊勢市 多気町 玉城町 度会町 大紀町

9	<p>【浸水実績等の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が水害のリスクを意識し、避難等を的確に行えるように支援する。 	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	平成 31 年 度までに 実施	三重県 伊勢市 多気町 大台町 玉城町 度会町 大紀町
10	<p>【防災教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施する。 	全ての小 中学生等	毎年、継続 して実施	三重県 伊勢市 多気町 大台町 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町
11	<p>【住民の防災意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むため防災訓練を実施したり、災害・防災講習等をおこなう。 	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川 伊勢路川	随時実施	三重県 伊勢市 多気町 大台町 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町
12	<p>【水位、雨量情報のさらなる周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビのデータ放送や「防災みえ.jp」による水位情報・雨量情報の提供状況を広く周知し、住民の避難などに役立ててもらおう。 	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	平成 30 年 度に実施	伊勢市 多気町 度会町 大紀町 三重県 大台町 玉城町 (実施済み)
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな情報提供手段についても検討を行う。 		平成 32 年 度に実施	度会町

13	【危機管理型水位計及び量水標等の設置】 ・水防団等が現地の出水状況を把握できるように危機管理型水位計や量水標等を設置する。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川 伊勢路川 ほか	要請に応じて実施 検討	三重県 伊勢市 多気町 大台町 度会町 大紀町 玉城町 南伊勢町
14	【防災気象情報の改善】 ・大雨（浸水害）、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにする	全ての地区	平成29年7月 から実施	津地方気象台

2) 的確な水防活動のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
15	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ・関係者と重要水防箇所や危険個所の情報共有を図る。 ・水防資材の備蓄情報の共有を図る。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	毎年、継続して実施	三重県 伊勢市 多気町 大台町 玉城町 大紀町
16	【水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）】 ・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施する。	多気町 大台町 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町	随時実施	伊勢市 多気町 大台町 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町
17	【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施する。	各会場	随時実施	伊勢市 多気町 大台町 度会町 大紀町 南伊勢町

	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施する。 	毎年、1河川を選定		三重県 伊勢市 玉城町 度会町 大紀町
18	【水門開閉訓練の実施】 <ul style="list-style-type: none"> 水門の開閉操作方法や開閉時の周知について、関係職員間と情報共有を図るため水門開閉訓練等を実施する。 	三重県 伊勢市 南伊勢町	随時実施	三重県 伊勢市 南伊勢町
19	【水防団間での連携、協力に関する検討】 <ul style="list-style-type: none"> 大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、関係者の協力内容等について検討・調整をする。 	伊勢市 多気町 大台町 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町	随時実施	伊勢市 多気町 大台町 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町
20	【市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】 <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 	対象施設	随時実施	伊勢市 大紀町 南伊勢町
21	【市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実】 <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施する。 	対象施設	実施済み	伊勢市 大紀町

3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
22	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策（計画的な河川改修）】 <ul style="list-style-type: none"> 整備計画の目標に対して流下能力が不足している箇所を解消するため計画的な河川改修を行う。 	五十鈴川 大内山川	事業実施中、継続して実施	三重県

23	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策（堆積土砂撤去）】	伊勢市 多気町 大台町 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町	状況により実施	三重県
	・河道内に堆積した土砂・河川内の樹木により、流下能力が低下している箇所を解消するため堆積土砂の撤去、河川内の樹木の伐採を実施する。			三重県 伊勢市 多気町 大台町 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町
	・撤去箇所については、県と市、町で優先度を協議しながら選定する。			

5. フォローアップ

毎年、出水期前に前年度の取組の進捗状況を確認し、出水時の対応について振り返り、次年度のフォローアップを行います。

必要に応じて取組の見直しを行います。

取組方針				各関係機関の取組内容													
直轄		三重県		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)		宮川圏域県管理河川における取組(H30.5.)															
項目	事項	内容	記載箇所														
	⑥小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災害教育を実施<国・県・市町>	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施する。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	1) 10	<p>これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座を積極的に実施する ・防災講演会、治水施設の現地見学会を開催予定 ・学校の授業に活用可能な教材を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・要請があれば、出前講座等を実施する 		<ul style="list-style-type: none"> 要請があれば、出前講座等を実施する 			<ul style="list-style-type: none"> 防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域図の展示を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「防災ノート」を活用した防災教育に取り組むとともに、避難訓練を実施する。(小、中学校を対象に毎年実施) また、国土交通省、気象台、京都大学と連携し防災教育を実施。 	—	—		<ul style="list-style-type: none"> ・防災ノート、ハザードマップ等を活用した防災授業の実施。 ・避難訓練等の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ノートの活用を引き続き実施してもらう。防災についての意識を高めてもらう。 	
	⑦要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進<国・県・市町>	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 ・要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な避難行動をとれるように避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。 <県・伊勢市・大台町・度会町>	1) 5	<p>これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29年度津市をモデル地区として講習会を開催 ・それをもとに本省にて講習会の運営マニュアルを作成 ・自治体への助言を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の管理者向け説明会の講話実施 2/15 津会場、2.16 四日市会場 	—			<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設管理者に避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するよう指導する。 					<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設管理者への計画、訓練への参画。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設管理者に、引き続き避難計画の作成を依頼する。 ・訓練を積極的に実施するよう依頼していく。 	
	⑧防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<国・県・市町>	【住民の防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災訓練を実施したり、災害・防災講習をおこなう。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	1) 11	<p>これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスコミとの意見交換会を開催するなど、密接な関係構築を図り、広報活動の協力を得る ・出前講座を積極的に実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・県政だよりに風水害に関する記事を掲載する 		—		<ul style="list-style-type: none"> 防災啓発事業の際に併せて洪水浸水想定区域図の展示や出前講座等の際に水害に対する意識向上のための啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災勉強会や防災訓練を実施する(地域の要望に応じて随時実施) また出水期に合わせ6月の広報で、水害に関する内容を掲載し意識の高揚を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報等で水害に関する情報を住民に発信していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校区単位の防災訓練、防災講話等実施することによりより細やかな防災意識の浸透を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災講演会、自主防災組織での勉強会、訓練等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練・防災講演会 自主防災研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区での防災訓練の実施を促す。 ・備蓄品を有効活用していただく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教室の実施。(地震・津波がメイン) ・防災ひとくちメモ、放送。 	
		【水害危険性の情報共有】 ・市町が洪水被害等の危険性を意識している河川について、水害危険性(浸水状況等)を確認・周知する。 <県・伊勢市・大台町・玉城町・度会町・大紀町>	1) 3				<ul style="list-style-type: none"> 水害危険性(浸水状況等)を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害危険箇所の情報を市町と共有した。 			<ul style="list-style-type: none"> 自宅のリスクと避難行動について地域でワークショップ形式の勉強会を開催する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災マップにおいて、水害危険性の周知を行う ・被害調査に基づく浸水状況マップをホームページに掲載済み 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の把握・周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップおよびホームページで周知 	<ul style="list-style-type: none"> 河床が高くなっている河川については洪水になる危険性が高いので、該当箇所を確認し、整理していく。 	
							<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施 			<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施 	<ul style="list-style-type: none"> 内容を更新し、引き続き実施 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施 	

取組方針				各関係機関の取組内容														
直轄		三重県		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	
項目	事項	内容	内容	記載箇所														
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																		
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																		
		① 避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定 ＜国・気象台・県・市町＞	【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・避難勧告等の適切な発令をはじめ、関係機関が適時的確な防災行動を判断・実施し、台風等に伴う洪水による被害を最小化する水害対応タイムラインを作成する。 ＜県・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町＞	2	これまでの取組	・策定済み(伊勢市、玉城町) ・実運用し適宜見直し作業を実施する(引き続き実施)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		② タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成 ＜国・市町＞	【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるよう、避難勧告等の発令につながる危険水位等の情報を県と市町が共有する。 ＜県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町＞	1	今後の取組	・引き続き実施	・県管理の水位周知河川を対象に、県と市町の連携により河川及び市町別にタイムラインを作成する。	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		④ H28年度中に公表予定の想定最大浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し＜市町＞	・洪水時に市町長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するホットラインを運用する。 ＜県・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町＞		今後の取組	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑤ 避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討 ＜国・市町＞	・洪水時に市町長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するホットラインを運用する。 ＜県・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町＞		今後の取組	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑥ 水害時に着目した指定避難場所の見直し ＜市町＞	【隣接市町による避難場所の設定】 ・各市町において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所を収容できない場合などにおいては、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ＜伊勢市・多気町・大台町・度会町＞ 実施済み＜大紀町・南伊勢町＞	4	今後の取組	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑦ 情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施＜国・気象台・県・市町＞	【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施する。 ＜伊勢市・多気町・大台町・度会町・大紀町・南伊勢町＞	17	今後の取組	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		【水門開閉訓練の実施】 ・水門の開閉操作方法や開閉時の周知について、関係職員間と情報共有を図るため水門開閉訓練等を実施する。 ＜県・伊勢市・南伊勢町＞	・水門の開閉操作方法や開閉時の周知について、関係職員間と情報共有を図るため水門開閉訓練等を実施する。 ＜県・伊勢市・南伊勢町＞	18	今後の取組	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					今後の取組	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					今後の取組	・引き続き実施	・引き続き実施	・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

取組方針				各関係機関の取組内容														
直轄		三重県		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	
項目	事項	内容	内容															記載箇所
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取組																		
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																		
		① 消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練 ＜市町＞		これまでの取組								消防団に出動準備を依頼するメール配信について、多くの職員がシステムを操作できるよう操作確認を行う。	・毎年、出水期前に実施する。					
		② 関係機関が連携した実働水防訓練 【水防法第三十二条の二】＜国・県・市町＞	2) 17	このままの取組	・水防管理団体が行う水防訓練への参加	・水防管理団体が行う水防訓練への参加						毎年出水期前に水防訓練を実施している。	—	訓練の実施	総合防災訓練			・消防団の訓練にて水防訓練を実施。
		③ 迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換＜国・市町＞		このままの取組	・水防団との意見交換会を実施する							消防団分団長会議で情報共有を行う。	消防団幹部会で情報共有を図る。					
		④ 重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検を行う＜国・県・市町＞	2) 19	このままの取組	・水防団間での連携、協力に関する検討 ・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、関係者の協力内容等について検討・調整をする。 ＜伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町＞							消防団出動準備情報を発信するため、消防団員のメールアドレスを取りまとめる。		・大規模災害に発展する恐れのある場合については、早期に水防団を結成し、効率的な水防活動を展開する	地域間での訓練の実施	広域避難訓練の実施	・台風時等に消防団に協力依頼がスムーズにできる体制づくりをしていく。	・幹部会議、分団会議等 普段からの報・連・相。
		⑤ 重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検を行う＜国・県・市町＞	2) 15	このままの取組	・重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認 ・関係者と重要水防箇所や危険箇所の情報共有を図る。 ・水防資材の備蓄情報の共有を図る。 ＜伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町＞	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	委託業務により年1回点検する			毎年水防倉庫点検を実施し、必要資機材の確認を行っている。	・国が実施する合同巡視の際に関係機関とともに点検を行う	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	各地区の自主防災組織との連携により実施			
		⑥ 大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育（水防工法の伝承、安全教育など）を実施＜国・市町＞	2) 16	このままの取組	【水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）】 ・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施する。 ＜伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町＞							広報誌、ポスターの掲示等により、消防団員の募集を実施する。 （毎年1回広報誌で募集。随時募集している。）	消防団訓練で水防訓練を実施する。	・自主防災組織の組織率の向上に向け各地域への働きかけを行う	広報誌等による周知	団員確保の広報	・引き続き消防団員確保に係る広報を行っていく。 ・消防団員からの声掛け。	
		⑦ 消防団の円滑な水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標等の設置＜国・市町＞	1) 13	このままの取組	（危機管理型水位計） 【H27年度末時点】で鈴鹿川1箇所、柳田川1箇所、宮川1箇所に設置済み	—	—	—	—	—	—	—	・必要に応じて、量水標の設置を国・県へ要望する。	外城田川他3河川に量水標7箇所設置済み	町独自の水位確認箇所設置	町独自の水位確認箇所設置		
		⑧ 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信＜国・市町＞		今後の取組	（危機管理型水位計） ・平成30年度に危険箇所にて危機管理型水位計を順次設置する	（危機管理型水位計） ・三重県全体でH32年度までに181基設置予定 ・40箇所設置工事契約済み	危機管理型水位計の設置箇所を検討					H30年度に危機管理型水位計を設置予定。	・引き続き実施				増設していく	
		⑨ 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信＜国・市町＞		このままの取組	—	・国からの情報発信をホームページで共有する（H28年度～）						防災行政無線の情報をメール、FAX、電話応答サービスで周知している。緊急情報については併せて緊急速報メールを配信している。	緊急速報メールやアラート等を活用し、情報を発信する					
		⑨ 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信＜国・市町＞		今後の取組	・スマートフォン等を活用した情報発信を平成30年度より開始	・引き続き実施						引き続き実施。	・引き続き実施					

取組方針				各関係機関の取組内容														
直轄		三重県		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	
宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)	宮川圏域管理河川における取組(H30.5.)	内容	記載箇所															
項目	事項	内容	記載箇所															
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																		
	① 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市町>		20	これまでの取組 支援する	—						大規模事業所に結成を促す。 消防団(水防団)の随時募集。							
	② 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信<国・県・市町>			今後の取組 —	・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)						防災行政無線の情報をメール、FAX、電話応答サービスで周知している。緊急情報については併せて緊急連絡メールを配信している。							
	③ 災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動<国・市町>	【市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】 ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 <伊勢市・大紀町・南伊勢町>	2)	今後の取組 関係市町と調整し説明会を開催する。							災害対策本部は浸水想定区域外の防災センターに設置する。			防災行政無線、消防団、広域消防、警察との連携			・防災行政無線、消防団、広域消防及び警察との連携	
(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																		
	① 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成<国・県・市町>			今後の取組 —	・作成された排水計画について情報共有を図る(H28年度～)						作成された排水計画について、情報共有を図る。							
	② 排水計画に基づく排水訓練の実施<国・県・市町>			今後の取組 ・排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を検討・作成する。	・引き続き実施						引き続き実施							
	③ 堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施<国・市町>			今後の取組 ・災害発生時の緊急連絡体制は整備済み ・水防管理団体の要望にあわせて水防訓練の中で排水訓練を実施する。 また、市町向けに排水ポンプ車等の操作訓練を実施する。	・河川管理者が実施する排水訓練に参加する						・水防訓練時に国土交通省へ排水ポンプ車の派遣を要請し、展示説明等を実施していただく。 ・河川管理者が実施する訓練に積極的に参加する。							
	④ 施設・庁舎の耐水化<国・市町>	【市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実】 ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施する。 <伊勢市・大紀町>	2)	今後の取組 —	・施設の耐水対策等の検討を行う(H28年度～)						本庁舎の発電機は高床式で整備済み。災害対策本部を設置する防災センターは浸水想定区域外。			各施設での設備強化			・引き続き実施	
	⑤ 水害BCP(事業継続計画)を作成<国・市町>			今後の取組 —	・三重県BCPを策定済み						伊勢市BCPを作成し、BCMで進捗状況の管理を行っている。							
				今後の取組 検討する	—						引き続き実施。							

取組方針				各関係機関の取組内容															
直轄			三重県		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	
宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)			宮川圏域県管理河川における取組(H30.5.)																
項目	事項	内容	内容	記載箇所															
(4)ダムの危機管理型の運用方法の高度化																			
		①下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作法等、危機管理型の運用<国・県>		これまでの取組															
					今後の取組														
4)河川管理者が実施するハード対策																			
		①優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施<国>	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)】 ・河道内に堆積した土砂・河川内の樹木により、流下能力が低下している箇所を解消するための堆積土砂の撤去、河川内の樹木の伐採を実施する。 <県> ・撤去箇所については、県と市、町で優先度を協議しながら選定する。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	これまでの取組	・危機管理型ハード対策を今後5年間で整備する(引き続き実施) 宮出川:防災関係施設の整備は河川整備計画に基づき検討する。(引き続き実施)														
						今後の取組	堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と町で優先度を協議しながら選定する。							河川の定期的な浚渫を行っている。また、ポンプ場の定期的な点検を行っている。	堆積土砂の撤去について、関係機関と協議する。	町管理区域について浚渫を行いながら県管理部分の浚渫の調整をしている。	堆積土砂撤去については件と協議を行い実施する	関係機関と協議して実施	撤去箇所について関係機関と協議しながら、優先箇所を選定していく。

あなたのまちに水位計を

～低コストで洪水時の観測に特化した水位計が導入できます～



避難勧告等の発令や住民の避難に役立つ水位情報を提供できます

● 初期費用

危機管理型水位計 100万円以下/台*



➤ 電池等で5年間稼働、メンテナンスフリー

*機器本体のみ。取付け用附属物や設置費用を除く



● ランニングコスト

・ 通信費 (SIM) } 月々950円～
・ システム運営費 } /台



危機管理型水位計運用協議会
が運営

新たなIoT技術を活用し、安価で使いやすいシステムを開発

危機管理型水位計

洪水時に観測開始

設定水位



伊勢市の声 (平成30年度に危機管理型水位計を設置予定)

伊勢市では平成29年10月の台風21号による甚大な浸水被害を受け、河川水位の情報発信を強化するため、平成30年3月19日に設立された危機管理型水位計運用協議会へ参加し、危機管理型水位計を活用した取組みを進めています。

協議会参加により水位計の調達や、システムの構築等の様々な技術的な援助を受け、危機管理型水位計の設置と運用による避難体制の確立を進め、市民の安全な暮らしにつなげていきたいと考えています。

■危機管理型水位計とは

革新的河川技術(管理)プロジェクトにより開発した、洪水時の観測に特化した水位計です。洪水時の観測に特化すること、携帯通信網を利用すること、汎用部品を活用することにより、大幅にコストダウン・サイズダウンを図ったものです。

5年間無給電(電池等で稼働)、メンテナンスフリーが標準仕様となっています。



現場実証実験第一弾(鶴見川水系 鳥山川)



現場実証実験第二弾※寒冷地仕様(最上川水系)

■危機管理型水位計運用協議会とは

水位計のデータを処理、配信、表示するシステムを共同で運用するために設立した協議会(国11機関、31道府県、11市町/平成30年3月19日現在)。

- ①共同運用により水位計の運用コストを大きく削減
- ②水位データを一括して見える化
- ③初めて水位計を設置する市町村への支援

協議会に参加すると、危機管理型水位計を低コストで効率的・効果的に運用することができます。



●市町村が水位計(1台)を運用する場合のコスト試算

		水位計1台あたりの 使用料金(円/年)	備考
初期設定費用		2,000	初期登録時のみ
基本料金		3,000	100台ごとに200円引き
使用料金	システム使用料金 (通信回線費含む)	8,400~	月額700円~ ・通信回線量 :月1,500KBまで ・水位データ :月1,000件のデータ受信まで
		年間使用料金の合計 11,400円~/年	月々 950円~/台

●提供画面イメージ



※開発時の画面イメージであり変更される可能性があります

- ※ 料金には、水位計本体、水位計の設置等に関する費用は含まれません。
- ※ 料金設定は、今後の運営状況、追加機能等を踏まえ、随時見直されることがあります。
- ※ 料金は税抜きです。詳細については各契約の条件によります。
- ※ 通信回線は、水位計1台につき1回線を使用する想定です。

問合わせ先

危機管理型水位計運用協議会運営事務局

〒102-8474 東京都千代田区麹町一丁目三番地(ニッセイ半蔵門ビル)

一般財団法人河川情報センター

電話 03-3239-2641 FAX 03-3239-0929 e-mail kss-kikaku@river.or.jp

防災教育シンポジウム

参考資料 5

1959年(昭和34年)9月26日、紀伊半島、伊勢湾沿岸に甚大な被害を与えた伊勢湾台風から来年で60年を迎えるにあたり、防災意識の向上と防災教育の促進を目指しシンポジウムを開催します。

地域と学校が
協力して進める
「防災教育」
を考える

平成30年

8/20日

14:30 ▶ 17:00 (14:00開場)

名古屋国際センター 別棟ホール

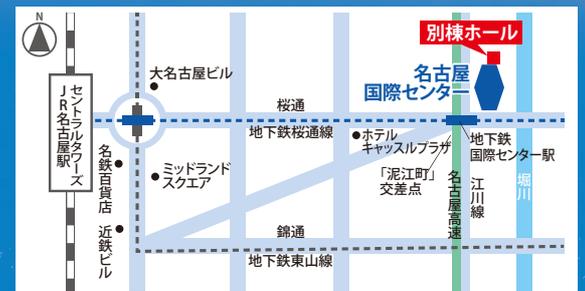
名古屋市中村区那古野一丁目47番1号



参加無料
(要申込み)

定員 **200名**

交通のご案内



- JR「名古屋」 下車徒歩7分
- 名鉄「名鉄名古屋」 下車徒歩7分
- 近鉄「近鉄名古屋」 下車徒歩7分
- 地下鉄「名古屋」(東山線) 下車徒歩7分
- 地下鉄「国際センター」(桜通線) 2番出口から直結
- 市バス「国際センター」 下車すぐ

地域と学校が
協力して進める
「防災教育」
を考える

主催者挨拶

・中部地方整備局企画部長 岩田 美幸

講演

「子どもたちと地域の未来を開く防災教育（あいちの防災教育マニュアルから）」

・愛知教育大学 社会科教育講座教授 伊藤 貴啓 氏

地域と学校が連携して進める防災教育 事例発表

「狩野川の防災・河川環境教育への取り組み」

・伊豆の国市立長岡南小学校校長 勝呂 義弥 氏

「避難訓練等の防災教育の取り組み」

・豊田市立元城小学校校長 杉山 孝行 氏

「静岡大学、国交省が連携した防災教育の取り組み」

・静岡大学教職センター特任准教授 山本 隆太 氏

パネルディスカッション

テーマ「地域に根ざした防災教育を推進するために」

・コーディネーター

名城大学大学院 都市情報学研究科 教授 柄谷 友香 氏

・パネラー

愛知教育大学 社会科教育講座 教授 伊藤 貴啓 氏

静岡大学 教職センター 特任准教授 山本 隆太 氏

愛知県教育委員会

保健体育スポーツ課 健康学習室 主査 鈴木 照 氏

伊豆の国市立長岡南小学校校長 勝呂 義弥 氏

豊田市立元城小学校校長 杉山 孝行 氏

中部地方整備局企画部長 岩田 美幸



申込方法

WEB 申込み、もしくは下記の参加申込書に記入のうえ FAX にてお申込みください。

URL http://www.mizutani-prn.co.jp/bousai_kyoiku/

問合せ先

国土交通省 中部地方整備局企画部 防災課

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館

TEL 052-953-8357 FAX 052-953-8362

申込締切

平成30年8月17日(金) ※定員を超えた場合、参加をお断りする場合がございます。ご了承ください。



WEB 申込み

参加申込書

団体 会社 (個人の方はこちらは空欄で結構です。)	お名前		部署名/役職
	1.	様	
	2.	様	
住所	3.	様	
TEL	FAX	4.	様
E-mail		5.	様

※定員になり次第、締め切りとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※個人に関する情報は、本事業開催の目的以外には使用致しません。